

# 香川県屋外広告物条例が改正されました

～広告物の点検義務が制度化されました～

## 【改正の経緯】

平成27年2月に札幌市において、ビルの壁面に取り付けられた看板が落下して歩行者の頭部に当たる重大な事故が発生するなど、屋外広告物の適切な安全管理が全国的な課題となっています。（国は、屋外広告物の安全性確保のため、平成28年4月に「屋外広告物条例ガイドライン」を改正しています。）

このような状況を踏まえ、香川県では、屋外広告物の一層の安全性の向上を図り、公衆に対する危害を防止する目的から、平成30年3月に、香川県屋外広告物条例及び同施行規則を一部改正し、屋外広告物の点検義務などを制度化しました。

※この条例は、高松市を除く香川県内の全域に適用されます。

（高松市内については、高松市屋外広告物条例が適用されます。）  
問い合わせ先：高松市都市計画課（TEL 087-839-2455）

## 【改正の概要】

### 点検義務の制度化（平成30年3月23日施行）

屋外広告物の表示者、設置者、管理者に対して、**広告物の劣化の状況を点検**することが義務付けられました。

許可の要・不要を問わず、下記の広告物を除く**全ての広告物が点検の対象**です。

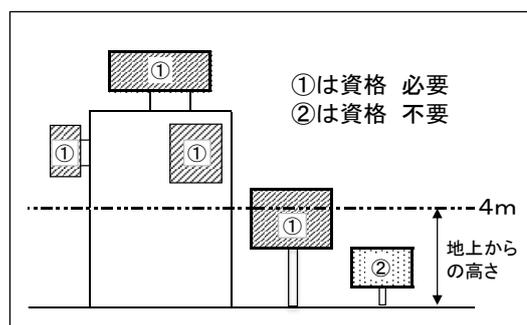
点検の対象から除外される広告物

はり紙、はり札、広告旗、立看板、広告幕、電柱巻付け広告、壁面等に直接塗装した広告、アドバルーン

### 有資格者による点検

**地上から広告物の上端までの高さが4mを超える広告物**については、一定の有資格者が点検を実施しなければなりません。

点検者の資格
・屋外広告士
・1級又は2級建築士
・建築物調査員
・第1種又は第2種電気工事士
・（一社）日本屋外広告業団体連合会及び（公社）日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者



### 点検結果の報告義務（平成30年10月1日施行）

知事の許可を受けた屋外広告物の表示者、設置者に対して、更新の許可申請の際に、**申請前3ヶ月以内に実施した点検の結果**を記録した「安全点検報告書」を提出することが義務付けられます。

点検結果の報告義務は、**平成30年10月1日以降に許可更新申請書が提出されるものから適用**となります。

※許可を要しない屋外広告物の場合、点検は義務付けられますが、「安全点検報告書」の提出は不要です。

# 看板の落下は危険です。会社やお店の信用も落とします！

危険な兆候を点検する

早期発見が事故を防ぎます

## サビ

鉄骨やボルトのサビは、破損の前兆



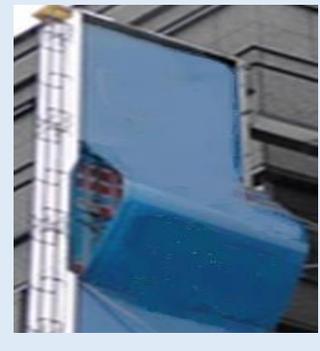
## 汚れ

サビ汁がたれていたら、内部が腐食しているかも



## ズレ・はく離

盤面のズレや取付具の欠落は落下の前触れ



## よくある質問

### Q. 点検はいつ実施すればいいの？

屋外広告物の表示者等は、広告物の管理を怠らず、広告物を安全かつ良好な状態に保持しなければならない義務があります。

点検頻度は表示者等の判断によりますが、更新の許可申請時に、点検結果の報告を要するものについては、少なくとも許可更新申請書を土木事務所等へ提出する3ヶ月以前の期間内には点検を実施する必要があります。

広告物が安全かつ良好な状態となるよう日頃の管理・点検が必要です。

### Q. 点検方法の定めはあるの？

点検方法の定めはありませんが、点検箇所や点検項目については、「安全点検報告書」の様式に記載しています。国土交通省都市局が公表している「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」を参考に点検を実施して、当該広告物を安全かつ良好な状態に保持するようお願いします。

また、学識経験者、国土交通省、自治体職員、業界団体から構成される屋外広告物適正化委員会が「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」を作成していますので、点検の参考にご活用ください。

### Q. 点検できる有資格者を探したいのですが。

香川県内であれば、下記の業界団体に相談していただくことができます。

・香川県屋外広告美術協同組合 TEL：087-851-7530

香川県屋外広告物条例に関する問い合わせ先

香川県土木部都市計画課 総務・管理グループ 屋外広告物担当

TEL 087-832-3559

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/toshikei/okugai/kfvn.html>

